

○財務省告示第四百十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成三十年五月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

九十三万千百八十四トン